

平成 27 年度 定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

都市整備部

都市計画課、区画整理管理課・区画整理事業課

3 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までに執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等

4 監査の期間

平成 28 年 1 月 14 日から平成 28 年 3 月 1 日まで

【説明聴取日 平成 28 年 1 月 26 日】

5 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、監査対象部課において執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書類審査並びに説明聴取を実施した。

第 2 監査の結果

所管課別の監査結果は以下のとおりである。なお、組織及び所管の概要、平成 27 年度主要事務事業の成果は、平成 27 年 12 月末現在の内容である。

1 都市計画課

(1) 組織及び所管の概要

○都市計画課長 一 都市計画係 正規職員 3 人

(都市計画の調査・総合企画及び策定、地域・地区計画の調査研究及び企画、都市計画の決定・変更、土地利用計画、開発行為及び建築等の指導、都市計画審議会、宅地開発等審査会、都市景観、住宅施策 等)

(2) 平成 27 年度主要事務事業の成果

- 羽村駅西口地区の用途地域の変更と地区計画の策定（都市計画課）

【目標（計画）】

羽村駅西口土地区画整理事業の進捗に伴い、羽村駅西口地区の用途地域の変更と地区計画の策定を進める。

【取り組み状況】

庁内検討委員会において用途地域変更の案と地区計画の案を作成し、現在、東京都と都市計画の案の内容について協議を進めている。

- 栄町三丁目西部地区の用途地域の変更と地区計画の策定（都市計画課）

【目標（計画）】

製造業を取り巻く社会経済状況の変化、及び急速に進む高齢化社会を踏まえ、栄町三丁目西部地区について用途地域等の変更と地区計画の策定を進める。

【取り組み状況】

平成 26 年度に策定した「栄町三丁目西部地区まちづくり方針」に基づいて、用途地域変更等の案と地区計画の案の作成に向け事務手続きを進めている。

- 宅地開発等指導要綱の改定（都市計画課）

【目標（計画）】

宅地開発等を行う事業主に対し協力を要請する、道路・下水道等の公共施設の設置等に関する基準等について見直しを図る。

【取り組み状況】

庁内検討委員会において、平成 26 年度から指導要綱の条文の全てについて見直しを行い、平成 27 年度は会議を 3 回（平成 26 年度は 6 回）開催し、今年度中に改正の手続きを終了する計画である。

- 生産緑地の保全（都市計画課）

【目標（計画）】

農業振興部門と連携して、生産緑地の追加指定や適正管理の調査を行い、生産緑地地区の保全を図る。

【取り組み状況】

生産緑地の管理状況について、農業委員会と連携して 2 回パトロールを実施した。

また、追加指定の申し出があった 2 件について、都市計画審議会における審議を経て、都市計画決定を実施している。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。
- 公印の管理・使用などについては、おおむね適正になされていた。

2 区画整理管理課・区画整理事業課

(1) 組織及び所管の概要

- 区画整理管理課長 — 管理係 正規職員 2 人
(土地区画整理の事業計画、土地区画整理事業の財政計画及び会計予算、土地区画整理審議会 等)
- 区画整理事業課長 — 事業係 正規職員 4 人 非常勤特別職 1 人
(土地区画整理事業の施行、土地区画整理事業の施行に伴う土地の取得及び管理、その他土地区画整理事業の施行全般に関すること 等)

(2) 平成 27 年度主要事務事業の成果

- 羽村駅西口土地区画整理事業の推進(区画整理管理課・区画整理事業課)

【目標 (計画)】

平成 27 年 3 月議会において、平成 27 年度から平成 29 年度までの債務負担行為の議決と公益財団法人東京都都市づくり公社との 3 か年契約を締結し、

- ◆しらうめ保育園周辺
- ◆羽村駅前周辺
- ◆羽村大橋周辺
- ◆川崎一丁目エリア

の 4 地区を優先して整備を進めていくこととしている。

【取り組み状況】

上記計画のうち平成 27 年度においては、

- ・しらうめ保育園周辺の「区画道路築造工事」としては、しらうめ保育園周辺の建物移転を進めていくため、都市ガス管などの工作物を移転して区画道路の工事を実施した。
- ・羽村大橋周辺の「仮設道路築造工事」については、羽村大橋周辺の整備を進めていくため、仮設道路の整備を実施している。

また、平成 28 年度以降に整備予定の区画道路の用地確保のため羽村東小学校校庭の遊具等の移転工事を行った。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 区画整理事業課共用車の管理については、おおむね適正になされていた。

3 総 括

各課の財務における事務及びその他関連する事業等について監査した結果、各事務事業とも法令に準拠し、市の予算及び実施計画等に基づいて実施されており、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

- 都市整備部は、第五次羽村市長期総合計画の基本目標である「ひとと環境にやさしい安全で快適なまち」の実現に向け、羽村市都市計画マスタープランの基本理念、「安全・安心で自立した都市、美しく魅力あふれる都市、楽しく活力ある都市 羽村」に基づき、地区・地域の特性を活かした都市づくりを目指し、各施策に取り組んでいる。また、「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画」において、羽村駅西口土地区画整理事業は、はむらで遊ぼう・暮らそうプロジェクトの定住促進事業として掲げており、市の重要課題として、適正に事務の執行が進められている。
- 都市計画課では、市の将来のまちづくりの指針となる宅地開発等指導要綱の改定に取り組んでいる。平成 26 年度から庁内検討委員会を組織し、要綱全文について、都内各市等と比較検討しながら 10 回に及ぶ会議等で丁寧に検討している。宅地開発指導要綱は、宅地開発等を行う事業主に対し協力を要請するものであるが、平成 27 年度末には手続きが終了するとのことである。羽村市らしい将来の指針となるべき要綱の改定に期待する。
- 都市における農地は、自然環境の保全、地下水の涵養、自然景観の形成等に加え、消費者への新鮮な農産物の供給や災害対策としてのオープンスペースの確保など多くの役割がある。市内の生産緑地は、都市化等とともに減少しているものの平成 27 年度においては、2 件の追加指定を行っている。